

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2020 年 6 月 24 日

兵庫県知事 様

提出者

住所 兵庫県川西市多田院字巖陰 6 - 3

氏名 兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所

所長 椋田 健治

電話番号 072-799-2071

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
事業場の所在地	兵庫県川西市多田院字巖陰 6 - 3
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3611 上水道業
②事業の規模	30,184,865 m <sup>3</sup>
③従業員数	19人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

この図像は表示できません。

0

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和元年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	2006 t	t
	(これまでに実施した取組) 乾燥効率を高める為、上澄水を頻繁に抜き取る。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	2,772 t	t
	(今後実施する予定の取組) 浄水場から発生する汚泥は、原水水質に影響されることから、施設見学者に、水源である河川の保全についての啓発を行う。 また、浄水工程で使用する薬品使用量の最適注入に努め、使用量の低減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1 t	t
	（これまでに実施した取組）  浄水場汚泥の植樹実験を実施し、土壌改良材としての有効性を確認。 また、田んぼの客土としての育成試験を行い、稲の安全性も確認した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）  浄水場汚泥の有効利用（園芸用土、他）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	26,733 t	t
（これまでに実施した取組）  効率のよい中間処理（天日乾燥床への流入量、打込間隔、乾燥期間）を検討し、含水率の低減を図る。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	46,200 t	t
（今後実施する予定の取組）  引き続き、効率のよい中間処理（天日乾燥床への流入量、打込間隔、乾燥期間）を検討し、含水率の低減を図る。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	2,005 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
関連法規を遵守し、行政の環境政策に協力する。 業者と年間委託し、収集運搬から処分に至るまでを明確に管理する。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	2772 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)  中間処理施設（園芸用土の製造業者）へ処分委託し、浄水発生土の有効利用を図る。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。